



教諭師であった坂本克明さんのお話では、  
 当時の実際の部屋の利用は、この図面に書  
 かれたものとは随分と違って、例えば、  
 この図面で上から4棟目（外屏側）の右側  
 にある「領置倉庫」が教諭師の面会室  
 （兼）裁判官の控室として使われ、その右隣  
 りにあたる「被服倉庫」と「備品其他庫」  
 が一部屋として「裁判室」（特別法廷）と  
 して使われていた、とのこと。

菊地区際刑務支所  
 平面図  
 縮尺 1cm = 1KEN